

**令和8年度 羽曳野市立保育園及び認定こども園
会計年度任用職員（一般業務職員・時給払い）募集要領**

職種・区分・受験資格・採用予定人数

職種	区分	資格要件	採用予定人数
①幼稚園講師・保育士 ②保育士 ③一般事務	一般	下記のいずれかに該当するもの ①保育士資格または地域限定保育士証（大阪府）、幼稚園教諭免許 ②保育士資格または地域限定保育士証（大阪府） ③学生の方については、資格を問いません（高校生不可） （保育士養成課程を専攻している方のみ）	約10名

※資格、免許その他の条件を満たさなかった人は、この試験において得た一切の資格を失います。

※学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律第2条7項に規定する「特定性犯罪」に掲げる罪に処されたことがある方は応募できません。（参考1）

※地方公務員法第16条（欠格条項）に該当する方は応募できません。（参考2）

※学生の方については、保育士養成課程を専攻している方のみとします。

1 選考

- (1) 方法 書類選考、面接試験
- (2) 日時 随時
- (3) 場所 羽曳野市誉田4丁目1番1号 羽曳野市役所

2 合否の決定・発表

合否にかかわらず受験者全員に通知します。

合格者には後日、任用書類一式と検便を提出していただきます。

※検便は実費770円が必要になります。

3 受験申込受付

- (1) 受付期間 随時受付（合格者が採用予定人数に達し次第終了）
※土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時00分～午後5時30分（郵送不可）
※書類持参の際、面接試験を実施しますので、事前にお問い合わせください。
- (2) 受付場所 羽曳野市役所 こどもえがお部こども保育課（本館1階①番窓口）
- (3) 提出書類等

提出書類	・会計年度任用職員採用試験申込書
注意事項	○資格のある方は保育士証をご提出ください。（コピーをとり、原本はお返しします。）また、保育士資格及び幼稚園教諭免許を有する場合は、どちらもご提出をお願いいたします。 ○写真は、正面上半身、脱帽、無背景、縦4cm×横3cmの3か月以内に撮影したもので裏面に住所、氏名を記入したものを貼付すること。 ○書類に不備がある場合は受領しません。

4 報酬・勤務条件等

- (1) 任用期間 令和8年6月1日 ～ 令和8年10月31日

(2) 報酬等（令和8年5月時点）

報酬	資格	期末勤勉手当	費用弁償	退職手当	健康保険・厚生年金保険 雇用保険・福利厚生会
時間額 1,427円	無	なし	あり	なし	なし
時間額 1,610円	有	なし	あり	なし	なし

(3) 勤務時間

・月～土 / 9時00分から17時15分（7時間30分勤務 休憩45分）

※ただし、勤務の開始時刻と終了時刻は園の運営により、午前7時30分から午後7時までの間で調整します。

※勤務できない日があらかじめ分かっていたら、事前に申し出てください。

※勤務日数については相談可能です。

(4) 勤務場所 市立保育園・市立幼保連携型認定こども園

(5) 業務内容 正規職員及び会計年度任用職員（特定・一般）保育士等の代替補充業務

(6) 休日 日曜日・祝日

(7) 公務災害 労働者災害補償保険法により補償

(8) その他 自動車による通勤は、ご自身で駐車場を確保することが条件となります。

【参考】

（参考1）学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律第2条7項
この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

（参考2）地方公務員法第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

問い合わせ先

羽曳野市こどもえがお部こども保育課

☎072-958-1111 （内線）1241